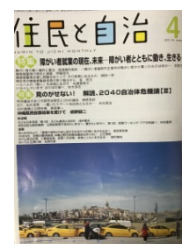
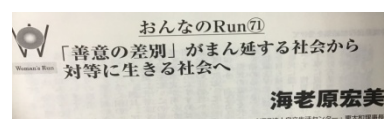


『住民と自治』と海老原宏美さん

写真は自治体問題研究所編『住民と自治』4月号。40数年来の読者であるが、ここで海老原宏美さんに会えるとは。数年前から、障害をもつ子どもや家族と「交流」している。地域の学校に通う子どもたちを見つめてきたが、海老原さんが語る言葉を多くの人に知ってもらいたいので、全文を書き写して紹介したい。



わたしは、脊髄性筋萎縮症という進行性の難病を持っています。「どんな子どもその生まれた地域で育つもの」という母親の信念の下、特別支援学校ではなく、ずっと地域の学校へ進学してきました。現在は、24時間、人工呼吸器を使用し、胃ろうも活用しながら、自立生活（一人暮らし）をしつつ、東京都内のNPO法人自立生活支援センター・東大和(CIL 東大和)で障害のある人たちの権利擁護、相談支援を行っています。



何年もCILで活動して思うのは、悪意のある差別が減る一方で、「良かれと思っ
ての差別」が社会全体にはびこるようになっていく、という実感です。差別というのは、2006年に国連で採択された障害者権利条約では「区別、制限、排除」と定義されています。この「区別」というのは、障害のない人たちから障害者だけを取り出すことです。特別支援学校や入所施設などは、国際的には「差別」にあたりますが、日本では「障害者のための」サービスとされます。このような「善意の差別」がまん延する理由は、分離教育が推奨され、小さいころから障害のある人との接点を断ち切られることで誤った先入観を社会のなかで育ててしまうからではないかと思いました。そこで、2016年から、CIL 東大和で「教育プロジェクト」を立ち上げ、障害のある子の地域の学校への就学支援活動を始めています。現在重度の知的障害のある子が地域の通常学校に通い、学校の対応も次第に変わってきています。

同じ地域のなかで、障害のある人、ない人が一緒に過ごす時間をたくさんもち、助け合うだけでなく、疑問や不満から生じるけんかや議論も共に経験し、意見の落としどころを見つけ合うといったこともできて初めて対等な存在になれるのだと思うのです。

「保護の客体から権利の主体へ」というのが、障害者権利条約で謳われていることです。「可哀想な人に手を差し伸べる」教育をやめ、どうしたらすべての人が対等に生きていけるかを、すべての市民で考えていくための活動を、障害当事者の視点から、教育分野の変革を通じて作っていかねばならないと思っています。

(2019年3月21日)